

特別定額給付金の申請受付が スタートしています

5/26 ~ 8/26

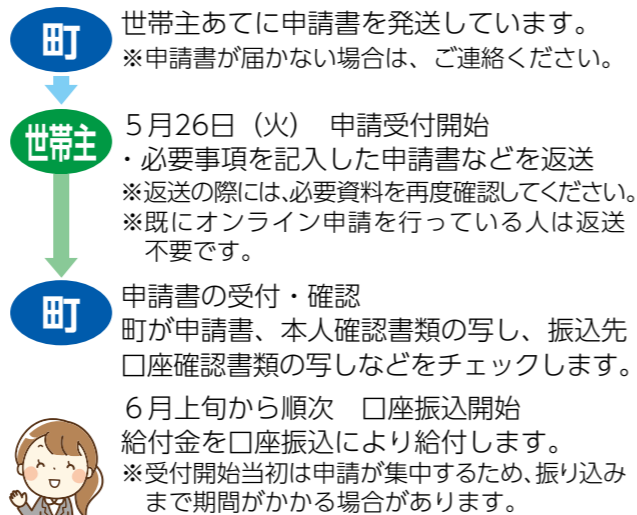
町では、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受けて、住民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金の交付申請の受付を開始しています。町から世帯主あてに申請書を郵送しています。特別定額給付金の給付を受けるためには申請が必要となりますので、期限までに申請をお願いします。

特別定額給付金について

- 申請期限
8月26日(水)まで消印有効
※申請期限を過ぎると受給できません。
- 給付基準日
4月27日(月)
- 給付対象者
給付基準日時点で稲美町の住民基本台帳に記録されている人
- 給付額
給付対象者1人につき10万円
- 申請者・受給者
住民基本台帳上の世帯主



受給までのスケジュール



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、役場窓口での申請受付はしていません。

申請方法

給付金の申請は、(1) 郵送申請方式、(2) オンライン申請方式で受け付けています。

(1) 郵送申請方式

次の①～③の書類を、町が申請書とともに同封している返信用封筒(切手などの貼付は不要)に入れて、返送してください。

- ①特別定額給付金申請書
申請書は町から世帯主あてに郵送しています。
- ②申請者(世帯主)の本人確認書類の写し(下記のうち1点)
世帯主の運転免許証、マイナンバーカード(写真付き)、パスポート、保険証、年金手帳などの写し
- ③申請者(世帯主)の振込先口座確認書類の写し
申請者(世帯主)の振込先口座の通帳、またはキャッシュカード(表)の写し
※金融機関名、本支店番号、口座番号、名義人氏名がカタカナで表示されている部分

(2) オンライン申請方式(マイナンバーカードを所持する世帯主のみ)

オンラインの申請の方法はマイナポータルサイトをご確認ください。

- 申請には、次の①～③のものがが必要です。
- ①世帯主のマイナンバーカード
署名用電子証明書の暗証番号(英数字6桁から16桁)が必要です。
 - ②対応のスマートフォンまたはICカードリーダーを備えたパソコン
 - ③振込先口座が確認できる写真のデータなど

詳しい申請方法は、総務省の特別定額給付金のページをご覧ください。



▲マイナポータルオンラインサイト

給付金を装った詐欺に注意してください。

- 町や総務省などが以下を行うことは絶対にありません。
- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
 - 「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込を求めること
 - メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

【問合せ先】

特別定額給付金担当
専用ダイヤル
☎492-9251(直通)

子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当の受給者を対象に支給される給付金です。

- 申請 支給を受けるにあたって、申請は「不要」です。
※公務員は別途申請が必要となります。(所属庁より申請書が配付される予定)
受付開始 令和2年6月1日(月)～
- 対象 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)受給者
- 対象児童 平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子どものうち、令和2年4月分児童手当の対象となる児童
※令和2年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合も対象となります。
- 給付額 対象児童1人につき1万円
- 給付時期 6月29日(月)[予定]
※公務員については、申請書の提出があり次第、7月から随時支給予定
- 給付方法 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の振込口座に振り込みます。
※児童手当の振込口座を解約等している場合は、児童手当支払金融機関変更届の提出をお願いします。
- 受給辞退について
受給を辞退する場合は、6月15日(月)までに受給拒否の届出書の提出をお願いします。
- 申請・問合せ先 こども課 児童福祉係 ☎492-9155

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な人へ 徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった人は、1年間町税の徴収の猶予を受けることができます。なお、担保の提供は不要で延滞金もかかりません。

■対象となる人

- 次の(1)(2)のいずれにも該当する納税者・特別徴収義務者
- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において恒常的な収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
 - (2) 一時に納付し、または納入することが困難であること。

■対象となる町税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人町県民税、法人町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税が対象です。既に納期限が過ぎている未納の町税についても遡ってこの特例を利用できます。

■申請手続きなど

令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書類は町ホームページからダウンロードいただくか、お電話でお問い合わせいただくと、申請書等を郵送いたします。申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる資料の提出が必要ですが、提出が難しい場合はご相談ください。相談については、来庁いただく前に、まずはお電話くださいますようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止・窓口混雑緩和の観点から、原則、郵送での提出をお願いします。また、eLTAX(電子申告サービス)による申請も可能です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■申込・問合せ先 税務課 収税係 ☎492-9165